

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 東京都地域冷暖房区域の指定(二件)……………
- ……………(環境局気候変動対策部地域エネルギー課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………(同)……………六
- 東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程……………
- ……………規程(交)……………七
- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………
- ……………規程(水)……………七
- 東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程……………
- ……………規程(水)……………七
- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都)

水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正……………七

### 規程(下水)

○東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程……………八

### 公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………(同)……………九

### 雑報

○東京都職員共済組合組合会互選議員選挙……………
- ……………(東京都職員共済組合)……………九

### 正誤

○令和四年十月三日付雑報……………九

## 告示

### 東京都告示第千三百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき国分寺都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 施行者の名称 国分寺市

二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画公園事業第三・三・一 一号戸倉公園

三 事業施行期間 令和四年十月十四日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

国分寺市戸倉四丁目地内  
使用の部分  
なし

### 東京都告示第千三百六十四号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 免許の取消しをした年月日

令和四年九月十二日

#### 二 免許を取り消した者

氏名

森 明人

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二八七七四号

#### 三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

#### 一 免許の取消しをした年月日

令和四年九月十二日

#### 二 免許を取り消した者

氏名

山田 良哉  
建築士の別  
二級建築士  
登録番号

東京都知事登録第八六三三七号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第千三百六十五号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に基づき、G L P昭島プロジェクトについて、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

昭島特定目的会社

取締役 名古路 秀和

港区東新橋一丁目五番二号 汐留シティセンター

二 対象事業の名称及び種類

G L P昭島プロジェクト

建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成、自動車駐車場の設置、工場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、昭島市のJ R青梅線昭島駅の北側、西武

鉄道拝島線西武立川駅の南側に位置する既存のゴルフ場、ゴルフ練習場及び宿泊施設等の跡地において、駐車場の設置を含んだ物流施設（一部に工場を含む。）及びデータセンターを主要用途とする建築物を建設するための土地の造成を行うものである。

四 周知地域の範囲

昭島市 つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、上川原町、拝島町、美堀町一丁目、美堀町二丁目、美堀町三丁目、美堀町四丁目、武蔵野二丁目、武蔵野三丁目、大神町、宮沢町及び田中町の区域

立川市 一番町二丁目、西砂町一丁目及び西砂町二丁目  
目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和四年十月十四日から同月二十四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 昭島市環境部環境課

昭島市田中町一丁目十七番一号

イ 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千五百五十六番地の九

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和四年十一月二日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三〇一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading\\_guide/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html)

●東京都告示第千三百六十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第十七条の十八第一項の規定により、地域冷暖房区域を指定したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

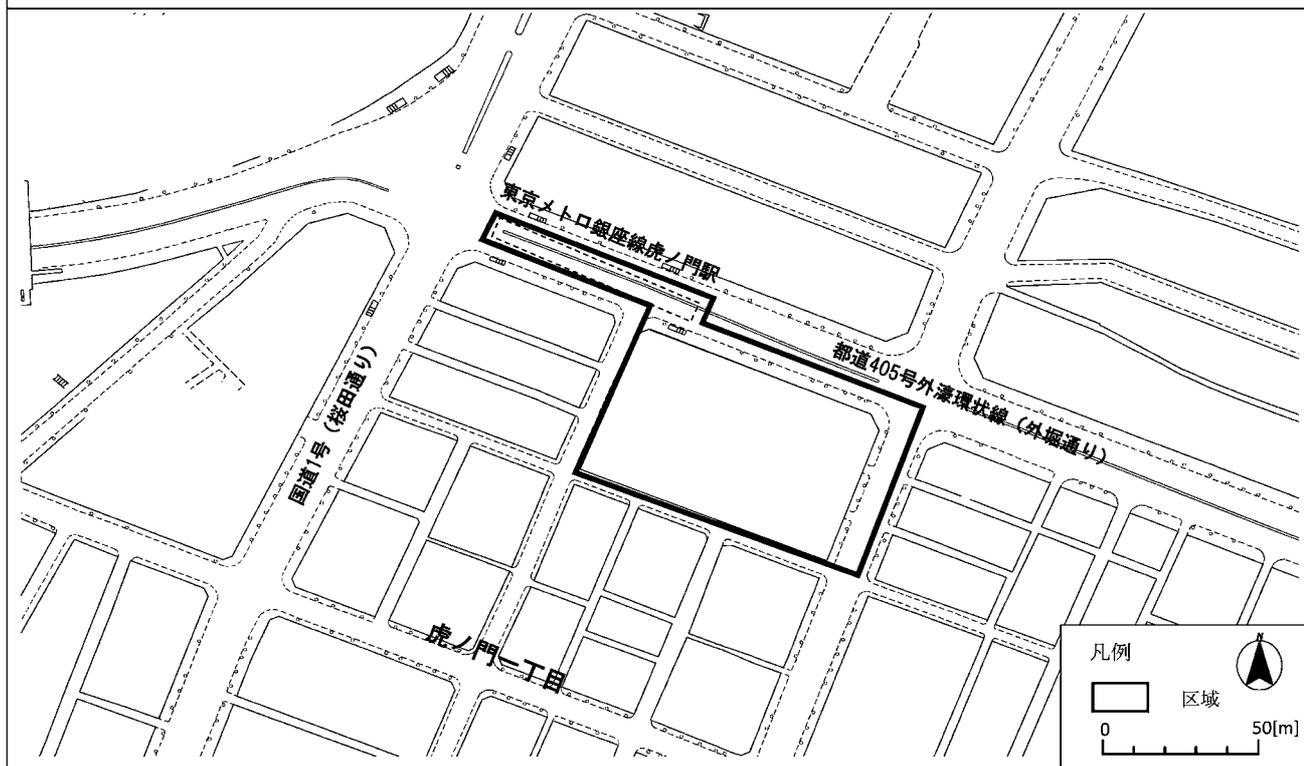
令和四年十月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 地域冷暖房区域の名称  
虎ノ門一丁目地域冷暖房区域
- 二 地域冷暖房区域の所在地  
港区虎ノ門一丁目の一部
- 三 地域冷暖房区域の区域図  
別図のとおり

別図

虎ノ門一丁目地域冷暖房区域



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度DVD版）を使用したものである。

●東京都告示第千三百六十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第十七条の十八第一項の規定により、地域冷暖房区域を指定したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

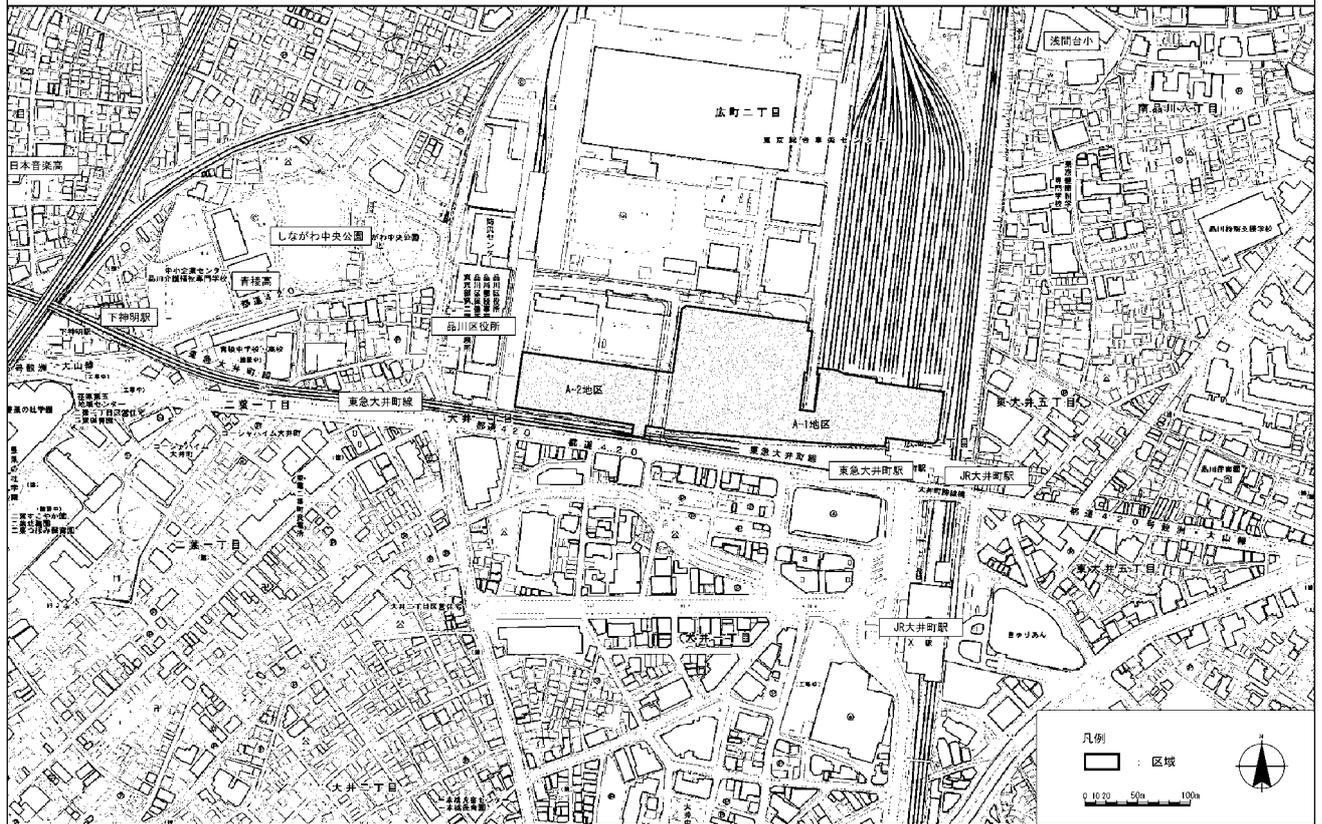
令和四年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 地域冷暖房区域の名称  
広町地域冷暖房区域
- 二 地域冷暖房区域の所在地  
品川区広町二丁目の一部
- 三 地域冷暖房区域の区域図  
別図のとおり

別図

広町地域冷暖房区域



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度)を使用したものである。

●東京都告示第千三百六十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

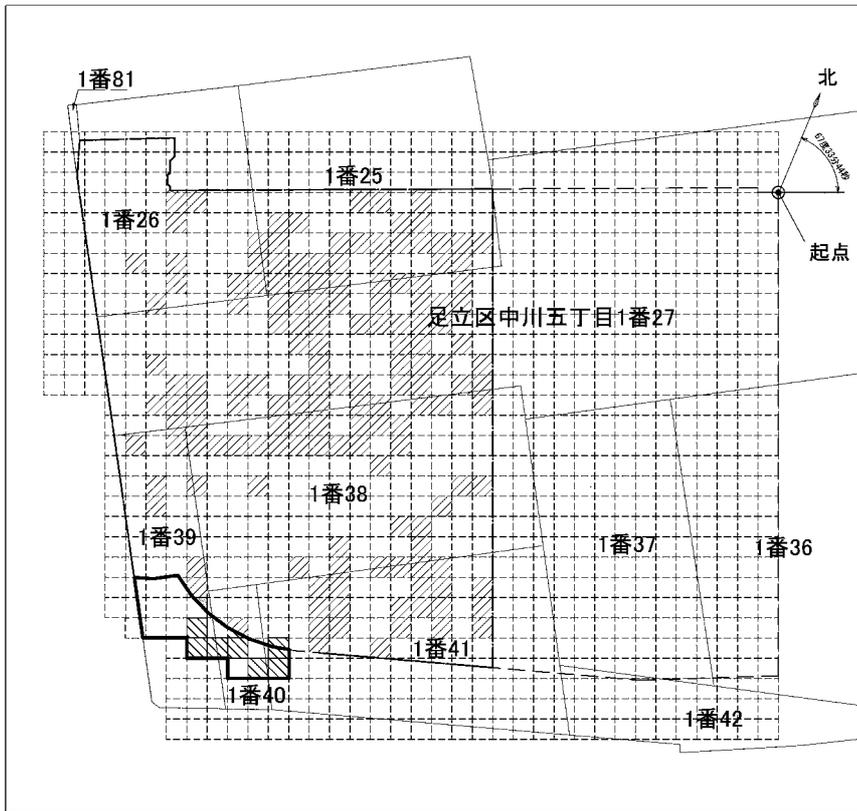
令和四年十月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区中川五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- : 土地の形質の変更範囲における対象地
- : 令和元年度調査対象範囲
- : 令和3年度調査対象範囲
- : 筆境界
- : 単位区画
- 形質変更時要届出区域(令和3年東京都告示第245号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(指定する区域)
- 指定を解除する区域

【起点】

起点は、座標値(X=-24943.766、Y=1432.928)とする。  
※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標によって作成した。

【格子の回転角度(67度33分44秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
第二項の規定により、令和三年東京都告示第千二百四十五号  
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第  
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。

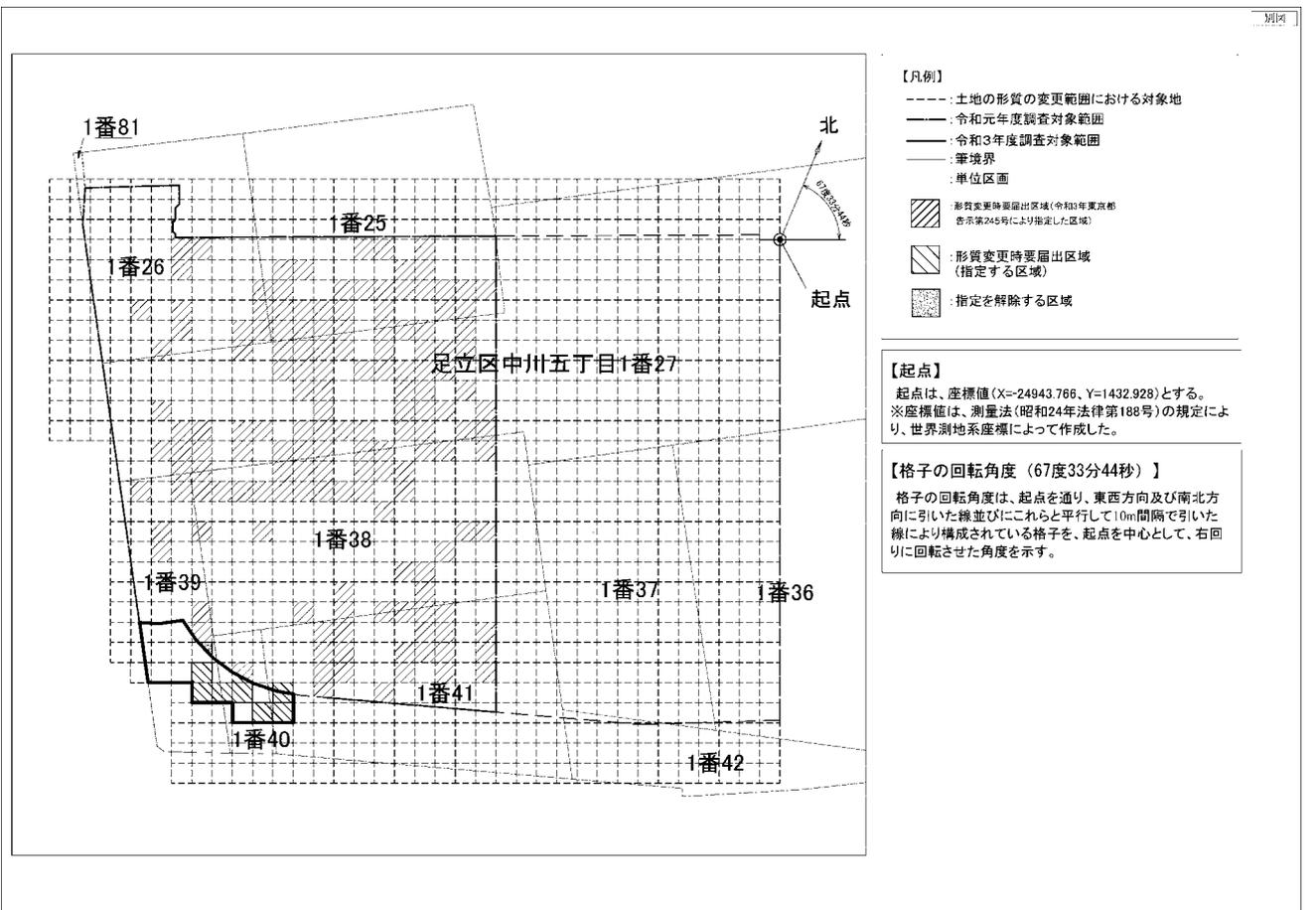
令和四年十月十四日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区中川五丁  
目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及  
びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の  
実施



規程(交)

●交通局規程第五十八号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十四日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計事務規程(昭和三十年交通局規程第十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第一号中「東京手形交換所」を「電子交換所」に、「同交換所の手形交換参加地域」を「全国の区域」に改める。

第四十八条第三項に次のただし書を加える。

ただし、東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程(昭和三十九年交通局規程第十九号)第七条第三項に規定する払込みをする場合は、局長等が指定する預金口座の取引明細(電磁的記録を含む。)を債権者の発する領収書とみなして処理することができる。

第四十八条の二中「又は当座預金口座」を「、当座預金口座又は別段預金口座」に改める。

附則

この規程は、令和四年十一月四日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第三十三号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十四日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二中「又は当座預金口座」を「、当座預金口座、貯蓄預金口座又は別段預金口座」に改める。

第五十二条第六項中「一件の支払金額が五万円以下の」を削り、「要する経費」の下に「(一件の支払金額が五万円以下のものとする。ただし、金銭出納員が別に定める方法については、この限りでない。)」を加える。

第七十八条第二号中「東京手形交換所」を「電子交換所」に、同条第三号中「東京手形交換参加地域」を「全国の区域」に改める。

第七十九条第二号中「東京手形交換参加地域を含むもの」を「全国の区域」に改める。

別記第四十号様式中



改める。

別記第四十三号様式の五及び第四十三号様式の六中



附則

- この規程は、令和四年十一月四日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程の様式(この規程により改正されたものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第三十四号

東京都水道局指定金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十四日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局指定金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局指定金融機関等事務取扱規程(昭和三十六年東京都水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「手形交換所」を「電子交換所」に改める。

附則

この規程は、令和四年十一月四日から施行する。

告示(水)

●東京都水道局告示第八号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を

次のように改正し、令和四年十一月三十日から施行する。

令和四年十月十四日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

二 収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社山口銀行の項を削る。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第三十二号

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十四日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

(受領する証券の条件)

第三十七条 小切手等は、持参人払式又は局長を受取人に指定するもので、その金額が請求金額を超えないものでなければならぬ。

2 小切手にあつては、次の条件を備えたものでなければならない。

- 一 電子交換所の手形交換加盟者又はこれに交換を委託した者が支払人で、支払地の区域が全国の区域のもの
- 二 振出しの日から起算し、八日(その末日が日曜日又は銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第五条第一項各号に掲げる日の場合であつても、これを延長

しない。)を経過していないもの

3 総務大臣が指定する有価証券にあつては、発行の日から起算し百七十五日を経過していないものでなければならない。

附則

この規程は、令和四年十一月四日から施行する。

### 公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

- 三鷹市牟礼六丁目千九百七十二番二から同番五まで(第一工区)  
新宿区新宿二丁目十九番十二号  
日清紡都市開発株式会社  
代表取締役 松井 勇造
- 調布市下石原一丁目四十七番一の一部(第二工区)  
西東京市芝久保町四丁目二十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

東村山市久米川町一丁目二十  
七番四  
港区高輪三丁目二十二番九  
号  
タマホーム株式会社  
代表取締役 玉木 伸弥

清瀬市中里三丁目九百七十七番一、同番四及び同番五の各一部(第三工区)  
西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年十月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 HANEDA INNОВАTI ON CITY
- 二 店舗所在地 大田区羽田空港一丁目十番の二ほか
- 三 設置者名 羽田みらい特定目的会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋兜町五番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビッグウイングほか二名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビッグウイングほか五名
- 七 変更日 令和三年九月十八日ほか

八 届出日

令和四年九月二十七日  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

九 縦覧場所

十 縦覧期間

令和四年十月十四日から令和五年二月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十月十四日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 (仮称)板橋蓮根計画

二 店舗所在地 板橋区蓮根二丁目三十五番地四の一部ほか

三 設置者名 株式会社ファーストリテイリング

四 意見

ア 聴取者 板橋区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年九月二十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和四年十月十四日から同年十一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

東京都職員共済組合会互選議員選挙について

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第九条第二項並びに東京都職員共済組合法(昭和三十七年十二月一日公告)第九条及び第十条の規定に基づき、東京都職員共済組合会互選議員選挙を次のとおり執行する。

令和四年十月十四日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

一 選挙の日時

令和四年十一月十一日 午前九時から午後三時まで

二 開票の日時

令和四年十一月十一日 午後五時から

三 投票場所

東京都職員共済組合会互選議員選挙執行要領において定める場所

四 立候補届出期間

令和四年十月十七日から同月二十一日まで

五 選挙区・選挙長・立候補受付場所等

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙長	立候補受付場所
第一区	三	東京都総務	選挙管理室(東)

第二区	四	局総務部長 猪口 太一	京都職員共済組合事務局管理部 総務課
第三区	三		

正誤

○令和四年十月三日付雑報

ページ一段一行一 誤 一 正

二〇 下 五 令和三年十月十一日 令和四年十月十七日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

